熊本市商店街空き店舗対策事業
補助事業候補者選定基準

熊本市商店街空き店舗対策事業補助事業候補者選定委員会設置要綱第６条に規定する選定基準について、以下のとおり定める。

１　審査方法

(1)　各選定委員は、当該補助事業の活用を要望する補助事業要望者の事業内容について、提出された事業計画書等及び補助事業要望者のプレゼンテーションに基づき、それぞれ審査を行う。

(2)　審査方法は、それぞれの補助事業要望者の事業内容について、審査項目毎の評価点数の合計点数により行い、「３　審査の手順」に従って評価を行う。

２　審査項目

審査項目	全体に占める割合
１　事業内容 ＜事業内容全般、商店街エリア適合性等＞	６０/１００
２　事業計画 ＜事業計画全般、資金・収支計画＞	３０/１００
３　事業知識等 ＜事業知識、意欲＞	１０/１００

３　審査の手順

(1)　補助要望受付時に事務局にて、必要な書類が整備されているかどうかを確認する。書類が不備な場合は、その補助事業要望者に係る要望は審査から除外する。

(2)　選定委員会にて、補助事業要望者によるプレゼンテーション及び事業内容のヒアリングを実施する。

(3)　各選定委員は、「２　審査項目」に示した１から３までの審査項目について、次に掲げる審査表及び採点表に基づき、別紙「補助事業候補者選定評価表」にて評価を行う。

◆審査表

審査項目	評価基準	評価のポイント	配点	
１　事業内容 （事業内容全般、商店街エリア適合性等）	事業内容の適正	・事業内容が空き店舗対策として適切であるか ・空き店舗を活用する店舗として相応しい業種であるか	20 点	60 点
	商店街活性化への寄与	・商店街活性化のための新たな事業であるか ・空き店舗所在商店街の活性化が期待できるか	20 点	
	商店街エリアへの適合性	・商店街エリアの地域特性、ニーズに適合しているか ・所在商店街との連携が図れ、良好な協力体制がとれているか	20 点	
２　事業計画 （事業計画全般、資金・収支計画）	計画の熟度	計画の実施体制を含め、計画が具体的且つ実現的であるか	10 点	30 点
	資金・収支計画の適性	収支計画は適切か、無理な資金計画となっていないか	10 点	
	今後の事業継続性	補助対象期間終了後も、安定的且つ継続的な事業展開ができるか	10 点	
３　事業知識等 （事業知識、意欲）	事業知識の修練度	・事業全体につき、必要な事業知識を有しているか ・事業実施に向け意欲的であるか	10 点	10 点
合計得点			100 点	100 点

◆採点表

評　価	採点目安	採点目安
大変優れている	10 点～9 点	20 点～17 点
優れている	8 点～7 点	16 点～13 点
普通である	6 点～5 点	12 点～ 9 点
やや劣る	4 点～3 点	9 点～ 6 点
劣る	2 点以下	5 点以下

(4)　事務局は、(3)において各選定委員が与えた評価点数の合計点数を算出する。

(5)　選定委員毎に(4)において算出された点数を合計し、全選定委員の合計点数を総計して算出したものを補助事業要望者の得点とする。

4　補助事業候補者の選定

(1)　審査の結果、得点の高い補助事業要望者から補助事業候補者として選定する。

(2)　総合計点が 300 点未満の補助事業要望者の事業は、選定の対象外とする。